

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール

最低賃金は、暮らしの支えです。



最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は

1,005円^{時間額}

発効日：令和6年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金

| 産業名 | 鉄鋼業 | はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等) | 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業) | 各種商品小売業 |
|-------------|------------|--------------------------------------|---|------------------------|
| 最低賃金額(時間額)円 | 1,098 | 1,055 | 1,052 | 1,005 |
| 発効日 | 令和6年12月31日 | | | 令和6年 改正なし 茨城県最低賃金適用 |

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

検索

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター

検索

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

キャリアアップ助成金

検索

茨城労働局・労働基準監督署・(一社)茨城労働基準協会連合会・(一社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会



必ずチェック、最低賃金！ 使用者も、労働者も。



取

Q. 最低賃金制度とは何でしょう？

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。
最低賃金には、地域別（茨城県）最低賃金と特定（産業別）最低賃金があります。
地域別最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。特定最低賃金は、地域内の特定の産業の基幹的労働者に適用されます。

Q. 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？


A. 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q. 鉄鋼業の会社で働いています。「地域別最低賃金」と、「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、どちらが適用されるか教えてください。

A. 「特定（産業別）最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められています。両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金以上の賃金が支払われていますか？ お確かめください。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットです。
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

最低賃金制度 



賃

Q. 最低賃金対象となる賃金の範囲を教えてください。

- A.** 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥ 精習手当、通勤手当及び家族手当

Q. 最低賃金額以上が未滿か、確認する方法を教えてください。

A. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合
日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給の場合
月給 \div 1か月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ④ ①、②、③が混合している場合
例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。



金